

尼崎市障害福祉計画の改定について

1 尼崎市障害福祉計画とは

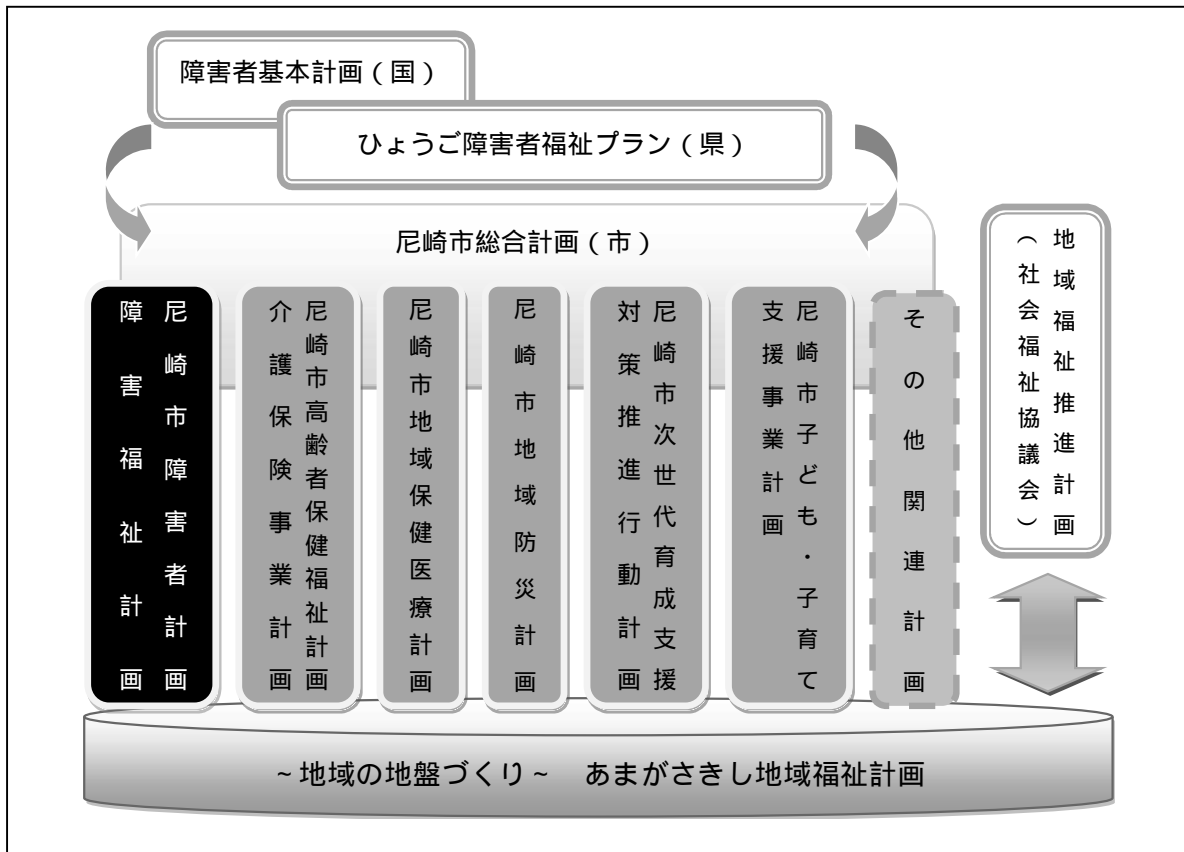
障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、市町村障害福祉計画にあたるものです。現行計画では、「PDCA サイクル」の手法による毎年度の進捗管理や評価等を行い、障害福祉サービスや相談支援等の計画的な提供体制の確保等に取り組んでいます。

【障害者総合支援法抜粋】

- 第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

2 尼崎市障害者計画（第 3 期）・障害福祉計画（第 4 期）の位置づけ

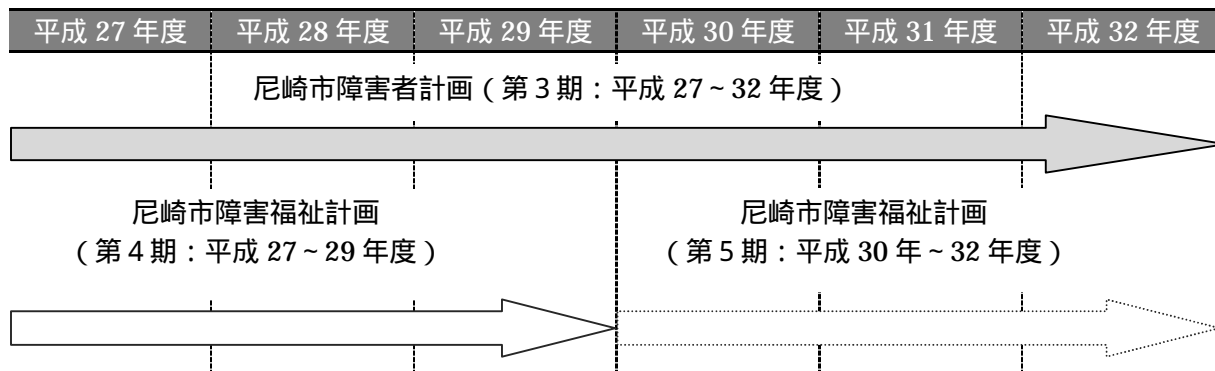
本市のまちづくりの方向性を示す「尼崎市総合計画」の部門別計画とし、本計画の内容は、「あまがさきし地域福祉計画」、「尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「尼崎市地域保健医療計画」等の関連する計画と整合性を持ったものとしています。



3 尼崎市障害福祉計画（第5期）について

計画期間

3年（平成30年度から平成32年度）



「尼崎市障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第4期）」より抜粋

課題・問題点

国の基本指針に盛り込まれた「就労定着に向けた支援」、「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」、「地域共生社会の実現に向けた取組」等の施策を踏まえるとともに、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法」の施行（平成30年4月）による新たなサービス（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援など）への取組みについて検討していく必要があります。

また、引き続き、地域生活の基盤整備や適切なサービス利用を支えるための相談支援体制の充実を図るため、「地域における生活の維持及び継続の促進」の一層の取組みが必要となっています。

策定スケジュール（案）

平成29年	6月	障害のある方の福祉に関するアンケート調査の実施
	8月	第2回専門分科会の開催 （アンケート調査結果の報告・計画策定部会の設置）
	11月	第3回専門分科会の開催 （計画素案の審議）
	12月	計画素案の公表、パブリックコメントの募集
平成30年	2月	第4回専門分科会の開催 （パブリックコメント等結果を報告）
	3月	答申

以上